

ブロック塀等の安全対策

これまでの地震において、ブロック塀等の倒壊による被害は繰り返し起こっており、積極的に倒壊防止対策に取り組む必要がある。既存ブロック塀等の安全性確保のために、日頃の点検の重要性をホームページやパンフレット等を活用して啓発し、特に、通学路や避難路沿いの危険なブロック塀等の所有者に対して重点的に注意喚起を実施するなど、優先度、危険度に応じた計画的な改善を促進していく。

以下の道路をブロック塀等の安全対策が特に必要な避難路として指定し、対象路線に面した危険性の高いブロック塀等の撤去の支援を行う。

対象路線

ひゅうが暮らしづくりリフォーム支援事業における危険ブロック塀等除却（住宅・建築物安全ストック形成事業（防災・安全交付金基幹事業））の対象となる避難路は、小学校の敷地境界線から500m以内の範囲にある通学路及び日向市地域防災計画による津波ハザードマップの津波浸水想定区域内にある避難路*とする。

*避難路とは、日向市地域防災計画による避難所や関連施設等へ通ずる道路で、建築基準法第42条に規定する道路及び一般交通の用に供する道とします。